

平成22年度

原子力発電所所在市町村の  
安全確保と地域振興に関する提言書

全国原子力発電所所在市町村協議会

## 原子力発電所所在市町村の 安全確保と地域振興に関する提言書

原子力発電は、供給安定性、環境適合性、経済効率性を兼ね備えたエネルギーであり、その基幹エネルギーとしての地位は決して揺らぐことはない。

先般、国においてはエネルギー基本計画をまとめ、「確固たる国家戦略として着実に推進する」、「まずは国が第一歩を踏み出す」という、積極的な姿勢を示したことは、立地地域としても共感を覚えるところである。

しかしながら、地元住民が「原子力立地」に誇りをもてる環境が十分に構築されているとは言い難く、未だ課題が山積している。

とりわけ、失効までわずかとなった「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」は、立法趣旨のとおり、原子力と共存共栄していくために重要な措置であり、立地地域では、期限の延長を含めた支援を必要としている。

原子力を着実に推進していくためには、これらの現場から発せられる声に耳を傾け、政策に反映していくことが何よりも重要である。

従って、原子力の政策的重要性を認識し、政策の現場で努力してきた全原協として、「現場の声」を集約した次の項目に関し、早期実現されるよう総会の総意に基づき提言する。

平成22年8月24日

全国原子力発電所所在市町村協議会  
会長 敦賀市長 河瀬 一治

# 重点項目

## 【原子力政策について】

原子力政策の推進には、理解と信頼が基本である。国土発展と国民生活に直接関わる政策には、国自らの主体的な展開が不可欠である。国は、安全・安心を第一義に、立地市町村の声を聴き、原子力の着実な実践に取り組むことを強く求める。

## 【安全確保策について】

原子力政策の推進には、安全・安心確保が根幹である。何よりも安全安定運転の実績の積上げこそが、地域住民の安心・信頼の礎であり、着実な進展の原動力である。国・事業者は、現場での安全活動の実践に全力で取り組むことを強く求める。

## 【地域振興策について】

原子力政策の推進には、地域振興策が不可欠である。発電所と立地市町村とが共存し共栄する施策の実践が、地域住民の更なる理解と信頼に繋がる。国は、政策の現場である立地市町村の声を反映した地域振興策の実践に取り組むことを強く求める。



# 具体的事項

## 【原子力政策について】

### (1) 原子力政策の着実な推進

- ①原子力政策について、安全を最優先に、国が責任をもって進めること。
- ②立地市町村の声について、国は原子力政策の現場での思いであることを十分認識し重視すること。
- ③既設炉の有効活用について、地域住民の理解と信頼が必須であることを認識すること。

### (2) 核燃料サイクル政策の促進

- ①中間貯蔵施設について、国及び事業者はより積極的に対応し、敷地外に施設を設置すること。
- ②プルサーマル実施の必要性和安全性について、国及び事業者は継続して説明を行うこと。
- ③高レベル放射性廃棄物の処理処分対策について、最終責任をもつ国が主体となり、自らが先頭に立って進めること。

### (3) 原子力政策の国民的合意形成

- ①原子力政策の重要性・必要性について、国が主体となってきめ細かい広聴・広報活動を行い、国民とのコミュニケーションを実現すること。
- ②原子力を含むエネルギー教育について、義務教育段階から充実させ、原子力の理解促進を図ること。

### (4) 立地市町村における原子力広報

立地市町村の原子力広報について、国はそれぞれの地域に応じた活動の必要性を十分に認識し、全面的に支援すること。

### (5) エネルギー対策特別会計

- ①電源開発促進税について、電力安定供給の基盤を強固にし、原子力政策の着実な推進を行うためには、立法趣旨に反する一般会計への直入れを改め、エネルギー対策特別会計を堅持すること。
- ②電力安定供給の重要性に鑑み、立地地域の大規模災害時においては本制度の活用を図り、復旧・復興ならびに持続的な地域振興に資すること。

## 【安全確保策について】

### (1) 耐震安全性の確保

- ①地震対策について、地域住民の安全・安心のために万全なる対策を速やかに講ずること。
- ②既設炉の耐震安全性評価について、分かりやすく説明し、地域住民の安心を確保すること。
- ③地震等大規模自然災害に伴う異常事象への対応について、訓練等を通じ迅速かつ的確に対処する能力の向上を図ること。

### (2) 安全確保策の充実強化

- ①発電所の運営管理について、安全確保を最優先とし、要求される品質保証や保守管理、労働安全の根本への理解を深めること。
- ②原子力安全文化について、電力と関連事業者におけるコミュニケーションの充実を図りながら、基本的な安全意識の定着、技術交流を含めた安全情報の共有を行い、常に安全を問い直す組織風土を創ること。
- ③発電所におけるマイナス情報について、関係者間で迅速・的確な共有を行い、事故・トラブル等の低減に取り組むこと。
- ④発電所における良好事例について、関係者間で積極的に情報共有を行い、安全性の底上げに努めること。
- ⑤人材の確保について、熟練者の技術の確実な継承を行い、プラントを熟知し設備の声を聞ける技術者の育成を行うこと。

### (3) 地域住民への情報伝達の実施

- ①原子力安全地域広報官について、早期に全ての立地地域に専任の広報官を配置すること。
- ②地域住民への情報伝達について、事故・トラブル発生時に国が直接、迅速・的確に行うこと。
- ③国民への情報伝達について、知りたい情報を迅速・的確に発信し、風評被害発生防止に努めること。

#### (4) 高経年化炉への対策

- ①高経年化炉について、的確な技術評価ならびに計画的な保全活動を確実にを行い、安全確保に万全を期すこと。
- ②高経年化対策について、地域住民の不安を招かないよう、継続して分かりやすい説明を行うこと。

#### (5) 原子力防災対策の実効性向上

- ①防災体制の強化について、関係機関との協議や連携のみを重視することなく、住民対策の充実に重点を置くこと。
- ②地域住民の避難に不可欠な道路、施設、情報伝達システム等について、現場の状況を把握し、早期に整備すること。
- ③立地市町村の防災体制強化について、緊急時安全対策交付金を、道県のみでなく市町村も交付対象とするなど、新たな交付金制度を早急に創設すること。
- ④有事の対処措置について、地域住民が取るべき行動を具体的に示し広報すること。

#### (6) 原子炉の廃止措置

- ①原子炉の廃止措置について、安全確保を第一に、着実に取り組むこと。
- ②放射性廃棄物のクリアランス制度について、継続的な理解活動を行うこと。
- ③極低レベル放射性廃棄物の処分先について、立地市町村の負担とならぬよう、早期に確保すること。

## 【地域振興策について】

### (1) 市町村を重視した電源三法交付金制度の運用

- ① 交付金制度について、用途の自由裁量を基本とする、地域の声を反映した運用を行うこと。
- ② 交付対象期間について、運転終了まででなく、立地市町村が対応を余儀なくされる施設解体撤去時まで延長すること。
- ③ プルサーマル導入に係る支援について、受入れ時期により交付額が異なる制度を見直し、立地市町村に対する配分を明確にすること。
- ④ 原子力発電施設立地地域共生交付金について、立地市町村に対する配分を交付規則に明記すること。
- ⑤ 40年を超える運転に係る交付金加算措置について、長期の電力安定供給への貢献を考慮し、制度を拡充すること。
- ⑥ 原子力発電施設等周辺地域交付金の電気料金について、半額以上の大幅な割引を行うこと。
- ⑦ 広報・安全等対策交付金について、国に代わり原子力広報に努力する立地市町村の現状を認識し、十分な予算を確保すること。
- ⑧ 電力移出県等交付金相当部分について、市町村への配分方法を明確にし、立地市町村に重点配分する制度とすること。

### (2) 原子力発電施設に係る固定資産税の改善

- ① 税制上の耐用年数について、現実に40年を超えて運転している状況を直視し、実態に即した年数に延長すること。
- ② 課税期間について、立地市町村の対応が不可欠な施設解体撤去時まで延長すること。
- ③ 市町村固有の税である固定資産税（大規模償却資産）について、頭打ち制度を撤廃すること。
- ④ 地方交付税の基準財政収入額への算入基準について、原子力発電施設を特例とすること。

### (3) 核燃料税の市町村への配分

- ① 核燃料税について、市町村配分を明記したガイドラインを示し、道県を指導すること。
- ② 道県においては、積極的に立地市町村への配分を行うこと。



**(4) 使用済核燃料税(法定外税)に対する支援**

使用済核燃料税について、使用済燃料の敷地内一時貯蔵の現状を踏まえて課税するものであり、国・道県及び事業者はその趣旨を理解し支援すること。

**(5) 「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」の充実・強化**

- ①原子力の重要性・必要性を踏まえ、特措法の期限の延長を含めた、立地地域の振興に必要な支援を行うこと。
- ②対象事業の拡大、補助率の嵩上げなど特例措置を充実すること。
- ③関係省庁が一体となった取組み体制を強化し、防災機能の確保及び地域振興を実感できる法の運用を行うこと。

**(6) 立地地域との共生**

- ①廃炉に係る地域振興策の確立について、立地市町村を対象に新たな交付金制度を創設すること。
- ②地域共生策について、国及び事業者は原子力関連技術による地元企業育成等、地域特性を活かし積極的に推進すること。
- ③電源地域振興指導事業及び電源地域産業育成支援事業について、立地地域と発電所の共生に重要であることを認識し、事業を復活すること。

